

旭医大達9号
令和8年2月10日

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学保健管理センター運営委員会規程（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センター専任教員</p> <p>(3) 医師 3人</p> <p>(4) 教務・厚生委員会委員のうちから 2人</p> <p>(5) 病院運営委員会委員（診療科長）のうちから 1人</p> <p>(6) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>2 前項第3号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>保健管理センター運営委員会の構成員の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) センター専任教員</p> <p>(3) 医師 <u>（内科系医師及び外科系医師それぞれ1人を含む。）</u> 3人</p> <p>(4) 教務・厚生委員会委員のうちから 2人</p> <p>(5) 病院運営委員会委員（診療科長）のうちから 1人</p> <p>(6) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>2 前項第3号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。</p> <p>(略)</p>

